

○浦安市 Wi-Fi 利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「浦安市 Wi-Fi 整備・運用方針」に基づき、整備した無線によるインターネットに接続する環境（以下「Wi-Fi」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(提供場所・時間)

第2条 本市が Wi-Fi を提供する場所は別に定める。利用時間は、各施設・場所の定めるとおりとする。ただし、本市が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 Wi-Fi を連続して利用できる時間は、1回あたり60分以内とする。

(利用条件)

第3条 Wi-Fi の利用料は、無料とする。

2 Wi-Fi を利用する者（以下「利用者」という。）が Wi-Fi を使用して利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担しなければならない。

3 利用者は、本要綱及び Wi-Fi のサービス提供者が定める利用規約等に従うものとする。

(アクセスログの記録等)

第4条 本市は、Wi-Fi の適切な管理運営のため、利用者のアクセスログを記録し、及び特定の Web サイトへの接続を制限することができるものとする。

(法令遵守)

第5条 利用者は、Wi-Fi の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)その他の関係法令を遵守しなければならない。

(提供中止)

第6条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、Wi-Fi の提供を中止することができるものとする。

- (1) Wi-Fi のシステムの保守、工事等を行う場合
- (2) 停電、自然災害、火災その他の非常事態により、Wi-Fi の運用ができない場合
- (3) Wi-Fi のシステムに係る設備の故障、ネットワークの障害等が発生した

場合

- (4) 前3号に掲げるもののほか、本市が提供の中止が必要であると認めた場合

(免責)

第7条 本市は、Wi-Fiの提供により利用者又は第三者に生じた損害及びWi-Fiを利用できなかったことにより利用者又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。